

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

<令和4年度決算額>

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

215,369 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,356,769 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】

(単位:千円)

区分(事業名)		R4年度 決算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	特別医療支給費	97,253	44,229		9,386	11,775	31,863
	自立支援制度事業費	480,869	366,313			30,912	83,644
	障害者医療助成事業	15,125				4,081	11,044
	幼児教育無償化事業	2,458	1,659			216	583
	小 計	595,705	412,201	0	9,386	46,984	127,134
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	123,907	69,442			14,697	39,768
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	268,665	43,560			60,743	164,362
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	302,006	21,331			75,738	204,937
	小 計	694,578	134,333	0	0	151,178	409,067
保健衛生	予防接種事業	52,007	1,756			13,560	36,691
	母子保健事業費	14,479	963			3,647	9,869
	小 計	66,486	2,719	0	0	17,207	46,560
合 計		1,356,769	549,253	0	9,386	215,369	582,761

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。